

※農業委員を任命する際の要件（農業委員会法より要約）

【必須要件】

- 認定農業者の個人又は認定農業者の法人の役員が農業委員の過半数以上を占めること。（法第8条第5項）
- 農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有さない者(中立委員)(注1)を含めること。（法第8条第6項）

注1：弁護士・司法書士・行政書士・会社員・商工事業者・消費者団体関係者・教育関係者など農業経営を行っていない者のほか、農業経営を行っていても農業所得が過半を下回るといった者が挙げられます。

【努力義務】

- 年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮する。【女性・青年（50歳未満）の登用】（法第8条第7項）
- 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼性を必要とすることを鑑み、農業委員の任命にあたっては、地域の代表性を堅持されるよう十分に配慮する。（衆参両議院 附帯決議）